

IV サービス利用量の見込みと確保策

IV-1 障害福祉サービス

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、見直し、変更等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がいに対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

1 サービス利用量の見込みと確保策の考え方

(1) 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

訪問系サービス量の見込みの基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況等を参考として見込みました。なお、過去の実績と令和2年度実績見込みを比較し、新型コロナウイルス感染症の影響があるサービスについてはその影響を勘案して見込みました（図表4-1）。

■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-1 訪問系サービス利用量の見込み（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数	人	248	255	263	271
	利用時間合計	時間	6,664	6,864	7,070	7,282
重度訪問介護	利用者数	人	4	4	4	5
	利用時間合計	時間	1,030	1,524	1,714	1,905
同行援護	利用者数	人	9	9	9	10
	利用時間合計	時間	81	135	142	150
行動援護	利用者数	人	3	3	3	4
	利用時間合計	時間	188	168	168	224

（注） 令和2年度は見込み。

※重度障害者等包括支援については、利用実績がなく市内及び近隣市にも事業所がないため、計画期間内のサービス量は見込まないこととしますが、サービスの利用を制限するものではありません。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

居宅介護	今後支援を受けて自立生活を希望する人や、介護者の高齢化等に伴い利用を希望する人また、介護供給者等の増加に伴う利用量増を踏まえ、令和5年度のひと月あたりの利用者数は271人、利用時間合計は7,282時間になると見込みました。利用量の増加に対応するため、事業所参入を促進するとともに、ヘルパーの人材確保への支援に努めます。
重度訪問介護	利用者の大幅な増加はないが、利用者の障がいの状況の変化等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は5人、利用時間合計は1,905時間を見込みました。概ね既存サービス事業者の提供で対応できると考えます。

同行援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は10人、利用時間数合計は150時間としました。 同行援護の対象でない視覚障がいのある人については、地域生活支援事業の「移動支援」で対応します。
行動援護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は4人、利用時間数合計は224時間としました。 行動援護の対象でない人については、地域生活支援事業の「移動支援」で対応します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービス量の見込みの基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況、事業所の整備計画等を参考として見込みました。なお、過去の実績と令和2年度実績見込みを比較し、新型コロナウイルス感染症の影響があるサービスについてはその影響を勘案して見込みました（図表4-2）。

■国の基本指針

<生活介護> ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③施設入所者の地域生活への移行者数、④入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数、⑤平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<自立訓練（機能訓練）> ①～③、⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<自立訓練（生活訓練）> ①～⑤等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労移行支援> ①～⑤、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、退職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援A型> ①～⑤、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

<就労継続支援B型> ①～⑤、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

<就労定着支援> ①②、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

<療養介護> ①②等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 4-2 日中活動系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数	人	281	289	298	307
	利用日数合計	日	5,353	5,491	5,662	5,833
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	人	1	1	1	1
	利用日数合計	日	1	8	9	10
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	人	6	7	8	9
	利用日数合計	日	81	84	96	108
就労移行支援	利用者数	人	25	27	29	31
	利用日数合計	日	366	405	435	465
就労継続支援 A型	利用者数	人	145	154	163	173
	利用日数合計	日	2,556	2,772	2,934	3,114
就労継続支援 B型	利用者数	人	206	208	210	212
	利用日数合計	日	3,432	3,536	3,570	3,604
療養介護	利用者数	人	17	17	17	18
	利用日数合計	日	516	517	517	547
就労定着支援	利用者数	人	12	14	16	18

（注） 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

生活介護	障がい者数の増加等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は307人、利用日数合計は5,833日を見込みました。令和2年度に2事業所が開所しており、現状の体制で供給量は確保できると考えます。
自立訓練 （機能訓練）	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は1人、利用日数合計は10日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
自立訓練 （生活訓練）	福祉施設から一般就労への移行を目的とした利用量が増加すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は9人、利用日数合計は108日になると見込みました。令和元年度には1事業所が開所しており、供給量は確保できると考えます。
就労移行支援	一般就労を目的としたサービスであることから、利用量は増加すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は31人、利用日数合計は465日になると見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労継続支援A型	障がい者数の増加及び特別支援学校卒業生等が利用するサービスであることを勘案し、利用量が増加すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は173人、利用日数合計は3,114人を見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
就労継続支援B型	障がい者数の増加及び特別支援学校卒業生等が利用するサービスであることを勘案し、利用量が増加すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は212人、利用日数合計は3,604人を見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。

療養介護	利用者の大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は18人、利用日数合計は547日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
就労定着支援	就労施設から一般就労への移行実績等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は18人と見込みました。概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。

(3) 短期入所

短期入所の見込みの基本的な考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況、事業所の整備計画等を参考とし、かつ過去の実績と令和2年度実績見込みを比較したところ、新型コロナウイルス感染症の影響があるため、その影響を勘案して見込みました（図表4-3）。

■国の基本指針

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-3 短期入所のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型	利用者数	人	18	48	50	52
	利用日数	日	167	288	300	312
医療型	利用者数	人	3	9	10	10
	利用日数	日	9	50	53	55

（注） 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

短期入所	障がい者数の増加等を勘案し、令和5年度のひと月あたりの利用者数は福祉型52人、医療型10人、利用日数合計は福祉型312日、医療型55日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
------	--

(4) 居住系サービス

居住系サービス量のうち、共同生活援助の見込みの基本的考え方としては、令和2年度実績見込みを基準とし、過去の利用状況等を参考として見込みました（図表4-4）。

また、令和5年度末時点の施設入所支援の利用者数は、令和元年度末施設入所者65人から1人減少した64人と見込みました（図表4-4）。

■国の基本指針

＜自立生活援助＞ 現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜共同生活援助＞ 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜施設入所支援＞ 令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和5年度末において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を削減することとし、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

図表4-4 居住系サービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	2	2	2
精神障がい者		0	2	2	2
共同生活援助（グループホーム）	人	97	105	113	122
精神障がい者		25	29	31	33
施設入所支援	人	67	66	65	64

（注） 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

自立生活援助	利用対象者が入所施設等からの地域への移行者であることから、移行実績を勘案して、令和5年度のひと月あたりの利用者数を2人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入を促進します。
共同生活援助（グループホーム）	福祉施設の入所から地域生活への移行、保護者の高齢化等により利用の増加が見込まれるため、令和5年度のひと月あたりの利用者数は122人になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
施設入所支援	福祉施設の入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和5年度のひと月あたりの利用者数は令和元年度実績より1人減少を見込み64人としました。

(5) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点については、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）により、1拠点整備済みとなっています。検証および検討については自立支援協議会にて協議し、市において検討などをしていきます。

■国の基本指針

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

(6) 相談支援

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、計画の作成及びモニタリング等、計画の作成が必要なサービス利用者全員が過去の利用状況から1年間に平均2.6回利用しているから同様と見込、利用者の増加については過去の利用状況等を参考に見込みました（図表4-5）。

■国の基本指針

＜計画相談支援＞ ①現に利用している者の数、②障害者等のニーズ、③入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に当該サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

＜地域移行支援＞ ①～③、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

＜地域定着支援＞ ①③、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表4-5 相談支援のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	139	153	168	185
地域移行支援	人	1	2	2	2
精神障がい者	人	1	2	2	2
地域定着支援	人	2	3	3	3
精神障がい者	人	2	3	3	3

（注） 令和2年度は見込み。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

相談支援	<p>計画相談支援については、サービス等利用計画の対象者全員がモニタリングも含め、年2.6回程度利用すると見込み、令和5年度のひと月あたりの利用者数は185人になると見込みました。また、地域移行支援及び地域定着支援については、これまでの利用実績からそれぞれ2人、3人と見込みました。</p> <p>計画相談支援については、利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。</p> <p>相談支援事業所に対して訪問等による専門的な指導・助言、人材育成のための支援等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。</p>
------	---

図表 4 - 6 地域の相談支援体制の強化

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による専門的な指導・助言	件	6	6	6
人材育成の支援	件	6	6	6
連携強化の取組	回	6	6	6

図表 4 - 7 計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数

区 分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数	人	21人	22人	23人

IV-2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、及び⑩地域活動支援センター機能強化事業を必須事業とし、市町村の判断により、自立支援や社会生活に必要な事業（任意事業）を行うことができます。

◆地域生活支援事業の種類

区分	実施事業	サービスの内容	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	
	相談支援事業	障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。
		基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置するなど、相談支援機能の強化を図ります。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。	
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。	
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。	
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。	
地域活動支援センター機能強化事業	障がいのある人が通い、創作活動または生産活動を行う機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。		
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。	
	社会参加促進事業	自動車運転免許取得・改造に要する費用の助成、更生訓練費の給付を行います。	
	スポーツ・レクリエーション事業	交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のためのレクリエーション教室や運動会を開催し、障がいのある人の社会参加を促進します。	

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行う事業を行っていきます。具体的には研修会の開催や広報の特集記事掲載、ヘルプマークの啓発などを行い、また小牧市障害者自立支援協議会を通じて障害者差別解消法など、様々な研修を行っていくことで、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。

市内6事業所、市外1事業所に委託して実施しており、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

図表4-8 相談支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	事業所数	か所	7	7	7	7
	相談件数	件	11,401	11,629	11,862	12,099
基幹相談支援センター等機能強化事業			実施	実施	実施	実施

（注） 令和2年度は見込み。

図表4-9 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援		有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援す

ることにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

図表 4-10 成年後見制度利用支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度利用支援事業	人	3	4	5	6

（注） 令和 2 年度は見込み。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見支援事業については、令和 2 年度は未実施です。今後については、令和 3 年度策定予定の成年後見制度利用促進計画において検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表 4-11 意思疎通支援事業のサービス利用見込量（年間）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①手話通訳者設置事業 設置者数	人	1	1	1	1
②手話通訳者派遣事業	利用者数	9	10	11	12
	件数	81	90	99	108
③要約筆記者派遣事業	利用者数	4	7	7	8
	件数	40	70	75	80
手話通訳者登録数	人	9	10	11	12
要約筆記者登録数	人	11	12	13	14

（注） 令和 2 年度は見込み。（注） 登録数については年度末時点

(7) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

図表 4-12 日常生活用具給付等事業の給付・貸与見込量（年間）

区 分	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①介護・訓練支援用具	件	3	3	3	4
②自立生活支援用具	件	22	22	23	23
③在宅療養等支援用具	件	30	31	31	32
④情報・意思疎通支援用具	件	15	16	17	18

⑤排せつ管理支援用具	件	3,815	3,891	3,969	4,048
------------	---	-------	-------	-------	-------

（注） 令和2年度は見込み。

(8) 手話奉仕員等養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、聴覚に障がいのある人の日常生活及び関連する福祉制度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術の習得を図ります。

図表4-13 手話奉仕員等養成研修事業のサービス利用見込量

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員等養成研修修了者	人	—	15	—	15

（注） 講座は2年に1回開催。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

図表4-14 移動支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	84	137	138	139
利用時間合計	時間	1,178	1,996	2,236	2,504

（注） 令和2年度は見込み。

(10) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

図表4-15 地域活動支援センター事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	58	59	60	61
利用日数合計	日	537	569	603	639

2 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

図表 4-16 訪問入浴サービス事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	10	10	11	11
利用回数合計	回	43	45	47	49

（注） 令和 2 年度は見込み。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

図表 4-17 日中一時支援事業のサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数	人	45	80	83	86
利用日数合計	日	392	546	573	602

（注） 令和 2 年度は見込み。

(3) 社会参加促進事業

障がいのある人の日常生活及び社会生活を容易にするため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成、更生訓練費給付を行います。

図表 4-18 社会参加促進事業のサービス見込量（年間）

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	利用者数 人	3	3	3	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数 人	4	4	4	4
更生訓練費給付事業	利用者数 人	11	11	12	13

（注） 令和 2 年度は見込み。

(4) スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会等を提供します。なお、令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となっています。

図表 4-19 スポーツ・レクリエーション事業のサービス見込量

区 分	単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者	人		407	410	415
ボランティア			204	210	215

(5) 発達障害児者及び家族等支援事業

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などに、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）によるペアレントプログラムや専門家などから学ぶペアレントトレーニング等の場の確保やペアレントメンターの養成など支援体制を確保していきます。

図表 4-20 発達障害児者及び家族等支援事業の見込量

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントメンターの人数（人）	3	3	3	3

(注) ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障がいのある子どもの養育経験のある親が、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人

IV-3 障がい児支援

本節においては、児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援等）に加え、障がいの有無にかかわらず、児童が共に成長できるよう、すべての子どもを対象とする一般施策と、障がいのある児童を対象とする専門施策の相互の連携を強化するため、保育園等、放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れについてもサービスの見込みと確保策を示しています。また、本市の早期療育の拠点である市単独事業の「あさひ学園」についても記載しています。

1 障害児通所支援

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適応するための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

図表 4-20 児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	人	118	127	128	129
	利用日数合計	日	1,362	1,416	1,473	1,532

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(2) 医療型児童発達支援

障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活

への適応訓練などに加え、医療スタッフによる支援を行います。

図表 4-21 医療型児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	1	2	2
	利用日数合計	日	0	3	6	10

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(3) 放課後等デイサービス

障がいのある就学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

図表 4-22 放課後等デイサービス利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	346	374	404	436
	利用日数合計	日	4,646	4,971	5,319	5,691

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援とは、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

図表 4-23 居宅訪問型児童発達支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	2	2	2
	利用日数合計	日	0	2	2	2

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(5) 保育所等訪問支援

保育所等を利用している支援が必要な児童が保育所における集団生活の適用のための専門的な支援を必要とする場合にその施設を訪問し、専門的な支援を行います。

図表 4-24 保育所等訪問支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問 支援	利用者数	人	0	1	1	2
	利用日数合計	日	0	2	3	4

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

■国の基本指針

＜児童発達支援＞ ①地域における児童の数の推移、②現に利用している障害児の数、③障害児等のニーズ、④医療的ケア児のニーズ、⑤保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、⑥入所施設から退所した後に当該サービスの利用が見込まれる障害児の数、⑦平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜医療型児童発達支援＞ ①～⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜放課後等デイサービス＞ ①～④、⑥⑦、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜居宅訪問型児童発達支援＞ ①～④⑦等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

＜保育所等訪問支援＞ ①～④、⑦、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

児童発達支援	現在の利用児童数、増加傾向、事業所の整備状況から、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は129人、利用日数合計は1,532日になると見込みました。市内事業所は11か所あり、概ね現状の体制で供給量は確保できると考えます。
医療型児童発達支援	大幅な増加はないと見込み、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は2人、利用日数の合計は10日としました。引き続き既存の施設での利用になると考えます。
放課後等デイサービス	現在の利用児童数、増加傾向、事業所の整備状況から令和5年度のひと月あたりの利用児童数は436人、利用合計日数は5,691日になると見込みました。令和元年度末に2事業所が開所し、市内事業所は23か所となっていることもあり、ニーズに応じた供給量は確保できると考えますが、重症心身障がい児や医療的ケア児などを支援する事業所の参入を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	近隣に事業所がなく令和2年度も利用が見込まれていないが、今後利用は増加していくと考えられることから、令和5年度のひと月あたりの利用児童数は2人、利用日数合計は2日になると見込みました。利用者の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
保育所等訪問支援	市内に事業所が1か所あります。令和2年度は利用が見込まれていないが、保育園等、放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れが促進されることで利用は増加すると考えられることから、令和5年度のひと月当たりの利用児童数は2人、利用日数合計は4日になると見込みました。

2 障害児相談支援等

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行うサービスです。

図表 4-25 障害児相談支援利用見込量（年間におけるひと月あたりの平均）

区 分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児相談支援	利用者数	人	64	69	75	81

（注）各年度の数値は年度末の見込み。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置をし、総合的な支援体制の構築をしていきます。

図表 4-26 コーディネーターの配置

区 分		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーター	配置数	人	1	1	1	1

■国の基本指針

＜障害児相談支援＞ 地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

＜医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数＞ 地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

◆サービス利用見込量と確保策の考え方

障害児相談支援	障害児通所支援のサービスの利用児童数、増加傾向を勘案して、令和5年度のひと月当たりの利用児童数は81人と見込みました。市内事業所は10か所ありますが、サービスの利用児童数の増加に対応できるよう事業所の参入、事業拡大を促進します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	現状の事業内容及び今後の事業展開から現状の体制で維持できると考えます。

3 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童が、希望に添った利用ができるよう、保育園・認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等における障がいのある児童の受け入れ体制の整備を促進します。

(1) 保育園等における障がいのある児童の受け入れ

保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表 4-27 保育園・認定こども園における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	3歳未満	人	3	3	4	5
	3歳以上	人	34	34	34	34
認定こども園	3歳未満	人	0	0	0	0
	3歳以上	人	1	1	1	1

(注) 人数は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかの手帳所持者

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における障がいのある児童の受け入れ

支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の充実、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れを促進します。

図表 4-28 放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ

区 分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童健全 育成事業	低学年	人	5	5	5	5
	高学年	人	6	6	6	6

4 あさひ学園

「あさひ学園」は市の単独事業として実施しており、就学前の障がいのある児童に加え、児童発達支援事業の対象とはならないが発達に支援が必要な子どもなど、より幅広い児童を対象として、親子通園により日常生活の指導、集団生活適応訓練などを行っています。

今後も、市の早期療育の拠点として一層の充実を図っていきます。

図表 4-29 あさひ学園利用見込量（年間におけるひと月当たりの延べ利用者数の平均）

区 分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
あさひ学園	利用者数	人	424	516	530	543